

公民館の使用許可基準を緩和

より多くの方に学習の機会を提供できるよう、使用許可基準の見直しを行います。

主催	-
日時	令和4年4月1日受付分より
場所	加古川市立公民館 12 館
内容	<p>これまで、公民館を使用いただける方を、自主的な活動を行っている団体に限っていましたが、公民館の有効活用による市民の方の学習機会の充実を目的に、社会教育に関する事業を非営利目的で実施する民間事業者等にも公民館を使用いただけるよう、使用許可基準を緩和します。</p> <p>【民間事業者等が公民館を使用する場合に求める要件】</p> <p>①社会教育に関する目的で使用する場合 ②入場料等を徴収する場合、実費相当と認められるもの ③商品の展示、宣伝若しくは販売行為を行わない。</p> <p>【新たに実現が見込まれる市民の方の学習機会の例】</p> <p>①民間事業者が実施する、無料のスマホ講座や健康講座など ②市民団体による、実費相当分の参加費を徴収する講演会や展覧会など</p> <p>※社内会議や面接、商品説明会等には使用いただけません。 (<input type="checkbox"/> 初めて ・ 恒例 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 回目)</p>
対象 (参加者)	-
定員	-
参加費	-
申込先・方法	使用を検討されている公民館にお問い合わせください。
目的・背景 その他	-
市ホームページ	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載済み ・ <input type="checkbox"/> 掲載予定 (3月29日) ・ <input type="checkbox"/> 掲載しない
広報かこがわ	<input checked="" type="checkbox"/> 月号に掲載 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 月号に掲載予定 ・ <input type="checkbox"/> 掲載しない